

推進会議の取組み（案）

1. 取組み方

本県は、川内原子力発電所のUPZ圏内に位置しないことから、「原子力災害対策特別措置法」の適用を受けない見込みであるが、対策の実施に当たっては、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等の内容を踏まえる必要がある。

また、対策の実施に当たっては、川内原子力発電所の所在県である鹿児島県との連携、協力が必要不可欠であるが、鹿児島県もこうした国の制度改正等の動向を踏まえて、鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編の見直しを行う方針である。

については、こうした国の制度改正等の動向や鹿児島県の対策の内容等にも留意しながら、必要に応じ関係部局や関係機関も交えて各事項について協議を行うこととし、まずは、各対策のベースとなる（１）防災活動体制（原子力防災知識を備えた職員の育成等を含む）の整備や（２）情報連絡体制の整備を優先して取り組む。

2. 平成24年度スケジュール

平成24年 8月 9日	推進会議設置、第1回開催 ・会議の取組み方の協議、原子力発電所に係る基礎知識の研修等
平成24年 8月 11日	平成24年度鹿児島県原子力防災訓練の参観及び通報連絡訓練の実施
平成24年 9月 頃	原子力規制委員会の発足 改正原子力災害対策特別措置法の施行 等
平成24年 10月 頃	第2回開催 ・川内原子力発電所等の視察、鹿児島県との意見交換
平成24年 11月 以降	第3回開催 ・防災活動体制、情報連絡体制の整備に係る協議 等
以降年度末までに	適宜開催